

Q 管理職の深夜割増と深夜時間の記録は必要か

A

労働時間等にする規定の適用除外対象として、次の労働者が規定されています（労基法第 41 条）。

- ①農業・畜産業・水産業 従事者
- ②管理監督者
- ③監視・断続労働従事者

しかし、これらの労働者でも、「深夜業に関する部分は適用が排除されるものではない」と解されています。

一方、賃金台帳の記入事項の 1 つとして、「時間外労働時間数、休日労働時間数、深夜労働時間数」が定められています（労基則第 54 条第 1 項第 6 号）。

法第 41 条に該当する労働者（前記の管理監督者、監視・断続労働従事者など）に関しては、労基則第 54 条第 5 項で「労働時間数、時間外労働時間数等は、記入することを要しない」と規定しています。

しかし、管理監督者等であっても「深夜業に関する規定の適用がある」ので、「深夜労働時間数は賃金台帳に記載するように指導されたい」という解釈例規が示されています（昭 23.2.3 基発第 161 号）。

「労働協約、就業規則等によって深夜割増を含めて所定賃金が定められていることが明らかな場合」には、割増を支払う必要がありません（昭 63.3.14 基発第 168 号）。だからといって、深夜労働時間数の把握義務が消滅するものではありません。

割増賃金を所定賃金に含む際には、「割増賃金相当部分と通常の労働時間に対応する賃金部分とに区別することができ、かつ、割増賃金相当部分が法定額以上支払われていれば法に違反しない」というルールが適用されます（平 12.3.8 基収第 78 号）ので、深夜割増も同様に処理すべきです。

深夜割増賃金の支払い義務をめぐって法的争いが生じることも想定し、管理監督者に対しても深夜労働時間数を把握する必要があります。